

# 徳島県情報公開審査会答申第168号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事が行った公文書公開請求拒否決定において、「消費者庁移転に伴う関係書類一式」のうち「3. 国とのやり取りした書類（伺い含む）」に係る部分は、これを取り消し、改めて徳島県情報公開条例第12条の規定に基づく決定を行うべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成28年8月3日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次の公文書公開請求を行った。

消費者庁移転に伴う関係書類一式

1. 移転等の経費（以下「本件請求1」という。）
2. 覚え書等の書類（以下「本件請求2」という。）
3. 県が提出した要望書（以下「本件請求3」という。）及び国とのやり取りした書類（伺い含む）（以下「本件請求4」という。）

### 2 実施機関の決定

平成28年8月12日、実施機関は、本件請求1及び本件請求2に対して、対象公文書が不存在であるため、また、本件請求4については公文書を特定していない請求であり、当該公文書を特定できないため、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

また、同日、実施機関は、本件請求3については、対象公文書を「政府関係機関誘致提案書（平成27年8月）の消費者庁移転に関係する部分」及び「徳島発の政策提言「一億総活躍社会」への処方箋～知恵は地方にあり！～（平成28年5月）の消費者庁移転に関係する部分」と特定して、公文書公開決定処分を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成28年8月17日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行い、同年9月28日（同月29日受付）審査請求の一部を補正した。

## 4 諮問

平成28年12月12日（同月13日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、審査請求の理由は、次のとおりである。

「徳島県公開条例第12条の3項の規定により次のとおり拒否すると決定した」が、県は、消費者庁移転を要望したなかで、消費者庁が、移転試験実施した終わりの日にNHK報道で、長官が移転中止の回答があったことは、報道事実かと、担当課に電話確認し、その後に公開請求したものである。当然、これらに対する関係するプレス資料及び新聞記事等及び国の伺い報告書・成果書などは収集し保存しているはず。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭理由説明を要約すると、本件処分の理由は、次のとおりである。

### 1 政府関係機関の誘致について

平成26年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、政府関係機関の地方移転が位置づけられ、平成27年3月に政府関係機関の地方移転に係る提案募集が開始され、県は、平成27年8月「政府関係機関誘致提案書」（以下「提案書」という。）を作成し、提案した。

また、平成28年3月、「まち・ひと・しごと創生本部」（以下「創生本部」という。）により「政府関係機関移転基本方針」が決定され、消費者庁の徳島移転について「地方創生に資する意義が認められる」と明記され、県は、同年5月に消費者庁、国民生活センター等の徳島移転の実現に向けて「徳島発の政策提言」（以下「政策提言」という。）を作成し、同年7月、県庁内で業務試験が行われている。

さらに、平成29年7月から県庁内に消費者行政新未来創造オフィスを設置し、その実績を見て3年後を目途に恒常的な機関を設置するか検証し、見直すこととされている。

## 2 本件処分の妥当性について

本件請求1について、そもそも請求時点において、消費者庁の移転方針は決定しておらず、試算する段階になかったことから経費に関する文書も存在していない。

本件請求2について、国と本県の間で交わされた事実はないため存在していない。

本件請求4について、提案書や政策提言のほか神山町や県庁内で業務試験を行ったことについて、国とやりとりした文書は存在しているが、審査請求人からの公開請求がどの文書を指しているのか特定されておらず不明である。

以上により、条例第7条の規定により公開請求を拒否したものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求に係る公文書

本件請求に係る公文書は、消費者庁移転に伴う次の(1)から(3)に係る書類である。

- (1) 本件請求1に係る公文書は、移転等に係る経費が分かる書類である。
- (2) 本件請求2に係る公文書は、国と県との間に交わされる覚書等の書類である。
- (3) 本件請求4に係る公文書は、国と県との間でやりとりした書類である。

### 2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件請求1及び本件請求2に係る公文書が不存在であり、本件請求4に係る公文書が特定できないと主張しているため、以下検証する。

#### (1) 本件請求1について

当審査会で見分したところ、平成28年3月に神山町及び同年7月に県庁内において行われた業務試験について、同月29日に河野（当時）内閣府特命担当大臣より移転の方針が報道されているが、地方移転については創生本部において検証されるものである。また、同年9月に創生本部より消費者庁の移転への取組について、平成29年度に消費者行政新未来創造オフィスを開設することが決定され、この取組は、徳島における同オフィスの恒常的な設置、規模の拡大に向けた試行と位置づけ、3年後を目途に検証・見直しを行って、結論を得るとするとされている。

よって、請求時点では、消費者庁移転が決まっていない以上、試算する段階にもないため、経費に関する文書が不存在であるとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

#### (2) 本件請求2について

当審査会で見分したところ、政府関係機関の地方移転は、地方公共団体からの提

案を受け、創生本部において、その必要性や効果について検証した上で移転すべき機関を決定するとしており、国と県が移転について直接交渉したり話し合いを行うものではない。

よって、国と県の間で覚書等が交わされた事実はないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

### (3) 本件請求4について

実施機関は、既に審査請求人に公開した提案書及び政策提言のほか、消費者庁が平成28年3月に神山町及び同年7月に県庁内で業務試験を行っており、それに伴う国と県との間でやりとりした公文書を保有しているとのことであった。

しかしながら、実施機関は、本件処分までの間に、本件請求4に係る公文書を特定するため、審査請求人に保有している公文書の件名等の情報を提供したり、口頭又は文書で審査請求人がどのような内容の公文書を求めているのか、意思を確認することなく、本件処分を行っている。

一般に、対象となる公文書が不明な場合には、その旨を請求者に説明し、保有公文書に関する適切な情報提供を行い、対象公文書を特定した上で、公開決定等を行うべきである。ただし、特定に努めたもののなお、請求者が特定に応じない場合には、請求拒否決定を行わざるを得ないものである。

よって、実施機関の行った本件請求4に係る公文書特定については、適切な手続を経ずに請求拒否決定を行っており、取り消しの上、再度対象公文書の特定について必要な手続をとるべきである。

## 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成28年12月13日	諮問
平成29年 9月22日	審議（第147回審査会）

10月26日	実施機関からの口頭理由説明，審議 (第148回審査会)
12月8日	審議 (第149回審査会)
平成30年 1月15日	審議 (第150回審査会)

徳島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	職業等	備考
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	
益田 歩美	弁護士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	